4

成年年齢引き下げ

「成年年齢引き下げ」って?

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が契約するには原則として保護者の同意を得なければなりませんが、改正後は、高校生でも18歳になると成年として、自分の意思で契約ができるようになります。ただし、飲酒や喫煙、競馬や競輪などの公営ギャンブルはこれまで通り、20歳にならないとできません。



どんな影響があるの?

民法では、未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合、原則として「未成年者取消権」で契約を取り消すことができます。しかし、改正後に成年となる18歳・19歳の若者は、それを行使することができなくなります。

こうして未成年者の消費者被害救済に役立つ強力な手段を失うことにより、新成人の消費者被害の拡大が危惧されています。さらに、このタイミングに乗じて、成人になったばかりの若者をターゲットにする事業者との消費者トラブルの増加も懸念されます。若者は、契約に関する知識や経験が乏しいことから、うまい話を信じやすく、強い押しに弱く断り切れないといった要因があるからです。ネット社会の進展に伴い、SNSで知り合った人から「楽にもうかる」と勧められ、内容をよく理解しないまま、安易に高額な契約を結び、借金トラブルに巻き込まれるケースなどが増えています。



消費者トラブルに遭わないために

若者が消費者トラブルに遭わないためには、学童期などのなるべく早い段階から、契約に関する知識を学び、契約に必要なルールを知ったうえで、本当に必要な契約なのか判断する力を身につけておくことが大切です。同時に、強引な勧誘にはきっぱりと断る勇気を持つことも必要です。

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合の相談窓口として、消費者ホットライン[188(いやや)]が設置されています。困ったとき、おかしいなと思ったときは、自分で抱え込まず、早めに居住地の消費生活センターに相談しましょう。





POINT

「18歳からオトナ」として行動できるよう、契約は慎重に行うとともに、契約時の状況によっては契約の 取消しが主張できる場合もあることを知っておくといいですね。